

農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業実施要領

制 定 令和6年12月25日 6 農産第3474号
農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業の実施に当たっては、農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業費補助金交付等要綱（令和6年12月25日付け6農産第3473号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、事業内容、事業実施主体、補助率、補助の対象となる経費の範囲、費目ごとの詳細等は本要領によるものとする。

第2 事業実施主体

1 交付等要綱別表の事業実施主体の欄の農産局長が別に定める民間団体は、次に掲げるとおりとする。

- ア 民間事業者
- イ 公益社団法人
- ウ 公益財団法人
- エ 一般社団法人
- オ 一般財団法人
- カ 特定非営利活動法人
- キ 企業組合
- ク 事業協同組合
- ケ 事業協同組合連合会
- コ 協業組合

サ 農業機械に関する事業者等により構成される協議会及びコンソーシアム

2 事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たすことを要するものとする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第3 事業の内容及び経費

交付等要綱別表の農産局長が別に定める事業内容及び経費は、次のとおりとする。

1 教育カリキュラム、教育テキスト等に関する検討

安全教育を実施するに当たり、必要となる教育内容・カリキュラム（座学・実技含む）、教育実施の際に活用する教育テキスト、これらを踏まえ教育を行うことのできる講師の育成プログラム等を検討するための検討会開催に係る経費を支援する。

（補助対象経費）

旅費、謝金、人件費、賃金、使用料及び賃借料、消耗品費、通信運搬費等

2 オンライン教育実施体制整備

座学教育において、我が国の電子化が進む社会構造の変化や人口減少という人口構造の変化の中、地理的要因や地域事情にかかわらず安全教育の質を保障するため、オンラインにより安全教育を実施できる環境を整備する取組等を支援する。

（補助対象経費）

システム開発費、システム初期構築費、システム維持管理費、委託費等

3 講師育成研修

1で検討した講師育成プログラムを踏まえ、安全教育を行うことができる講師を育成するために必要な研修の開催、研修資料の作成等を支援する。

（補助対象経費）

旅費、謝金、使用料及び賃借料、農機レンタル費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び提出

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、農産局長に提出、承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画においては、安全教育実施体制の確立及び安全教育を実施する講師の確保に寄与することを成果目標とする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱別表の農産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業の内容の追加又は削除

- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付等要綱別表の重要な変更の欄に掲げる事業内容の変更
- (4) 第5の4の規定により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

1の規定により農産局長の承認を受けた事業実施計画を変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合には、1のただし書の規定に準じ、農産局長に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第11の規定に基づく、事業実施計画の変更（第5の2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第11の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式第1号別添）の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載の上、農産局長に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

5 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第2号）を農産局長に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書の規定により交付決定の前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付等要綱別記様式第1号交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 農産局長は、(1)のただし書による交付決定前の着手については、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 承認基準等

第5の1の承認基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。また、環境負荷低減のチェックシート（別記様式1号別添別紙）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしていること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業実施者の選定を行うために必要な能力及び体制を備えていること。

第7 事業の実施

事業実施主体は、第3に規定する事業の内容について、第5の1の規定により承認を受けた事業実施計画に基づき、事業を実施する。

第8 事業の評価

- 1 交付等要綱第26の規定に基づき、事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、評価報告書（別記様式第3号）により農産局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行う。
- 3 農産局長は、2の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対して改善措置として改善計画（別記様式第4号）を提出させるものとする。
- 4 農産局長は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第9 収益納付

事業実施主体は、本事業に係る事業成果の実用化等により相当の利益を得た場合には、交付等要綱第23の規定に基づき、別記様式第5号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、終了年度の翌年度の6月末日までに農産局長に報告するものとする。

なお、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年12月25日から施行する。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者の役職氏名

令和 6 年度農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業の事業実施計画の
承認について

農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業実施要領（令和 6 年12月25日付け 6 農産
第3474号農林水産省農産局長通知）第 5 の規定に基づき、関係資料を添えて承認申請
する。

（注）関係資料として、別記様式第 1 号別添を添付すること。

農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業

事業実施計画書

事業実施年度： ○○ 年度（事業完了予定日： 年 月 日）

事業実施主体名： _____

第1 事業計画総括表

事業概要	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
			国庫補助金	事業実施主体		
農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
(1) 教育カリキュラム、教育テキスト等に関する検討						
(2) オンライン教育実施体制整備						
(3) 講師育成研修						
合計						

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 成果目標

成果目標の具体的な内容	
-------------	--

第3 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期 (〇〇年度)	取組の内容
月	
月	
月	
月	
月	

(注) 実施スケジュールがわかる図の添付も可

第4 事業内容

(1) 教育カリキュラム、教育テキスト等に関する検討

ア 検討会の委員候補

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 事務局体制

事務局体制	備考

ウ 実施時期及び内容

実施時期	検討内容	備考
年 月		

(2) オンライン教育実施体制整備

ア 実施体制

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 内容

調査内容	備考

(3) 講師育成研修

ア 実施体制

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 内容

内容	備考

第5 経費の配分及び負担区分

区分	費目	事業に要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)+(C)	負担区分				備考 (経費の内容及び内訳)
			補助率	国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 ○	
(1) 教育カリキュラム、教育テキスト 等に関する検討		円		円	円	円	
(2) オンライン教育実施体制整備							
(3) 講師育成研修							
合計							

(注) 「備考」の欄は、各費目の単価や回数等を記載すること。

第6 収支予算

ア 収入の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
3 その他					
合計					

イ 支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

第7 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	〒
	TEL	
	メールアドレス	
	過去の類似事業の実績	実施時期及び概要を記入
会計担当者	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	〒
	TEL	
	メールアドレス	
連携体制 (フロー図等)	事業実施主体内の体制や共同事業体の場合は連携関係を記入 (業務委託がある場合は委託先や委託する業務内容も記入)	

(注) 事業実施体制がわかる図などの添付も可。

(参考)

専門用語の説明（必要に応じて記載すること）

用語	説明

(注)

- 1 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付すること。
 - 2 事業費の積算根拠となる資料を添付すること。
 - 3 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）を添付すること。
 - 4 事業実施主体（共同事業体の場合は共同事業体）の概要が分かる資料（定款、組織規程、経理規程等）を添付すること。
 - 5 その他、農産局等が必要と認める資料を添付すること。
- 上記については、公募時に提出したものから変更が無ければ省略可。

環境負荷低減のチェックシート

(別記様式第 1 号別添別紙)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①		※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②		※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) を検討
⑤		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥		※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧		資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑨		※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑩		※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪		みどりの食料システム戦略の理解
⑫		関係法令の遵守
⑬		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭		※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める
⑮		正しい知識に基づく作業安全に努める

注 1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックすること。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要。

※ 2 関係法令の遵守については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和 3 年法律第60号)、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) を遵守することを示す。

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者の役職氏名

令和 6 年度農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業交付決定前着手届

令和 6 年度農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者の役職氏名

令和6年度農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業の評価報告

農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業実施要領（令和6年12月25日付け6農産第3474号農林水産省農産局長通知）第8の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）別添として、別記様式第3号別添1（事業評価シート）及び別添2（事業評価票）を添付すること。

別記様式第3号別添1

令和6年度農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業
に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の達成状況	
成果目標の達成状況 についての評価	
事業の実施による効 果についての評価	
事業計画の妥当性 についての評価	
事業執行の適正性 についての評価	

別記様式第3号別添2

令和6年度農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業
に関する事業評価票

事業実施主体名		
事業の概要		
成果目標の 具体的内容		
成果 目標 の 達成 状況	目標年度 (令和6年度)	
	目標値	
	達成率	
総合評価		A : 計画以上の成果が見られる。 B : 計画どおりの成果が見られる。 C : 計画どおりの成果が見られない。
農林水産省 農産局長の 意見		

(注1) 取組別に内容を記入すること。

(注2) その他の取組を実施した場合は、列を追加して記入すること。

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者の役職氏名

令和〇年度農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業における改善計画
について

令和〇年度農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業について、当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画

(改善計画は、1か年の計画とすること。)

成果目標	事業実施後の状況（実績）			改善計画	
	当初計画 策定時 (年)	当初目標 (年)	達成状況	改善計画 策定時 (年)	改善目標 (年)

(注1) 取組別に内容を記入すること。
(注2) 改善計画策定時欄に記載する数値は改善計画策定時に把握出来る直近の実績値とする。

- 4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者の役職氏名

令和○年度農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業収益状況報告書

令和○年度において、補助金の交付決定があった農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業に関する令和○年度の収益の状況について、農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業実施要領（令和6年12月17日付け6農産第3474号農林水産省農産局長通知）第10条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|---------------------|---|
| 1 事業の目的及び内容 | |
| 2 補助事業の成果の企業化による収益額 | 円 |
| 3 補助事業に関して支出された総額 | 円 |
| 4 企業化に係る総費用 | 円 |
| 5 補助金の確定額 | 円 |
| 6 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 7 本年収益納付額 | 円 |

（注）各項目の算出の根拠となる資料を添付すること